

刈払い機取扱い作業安全衛生教育講習

1 教育の目的

平成12年2月に労働省労働基準部長から示された「刈払い機取扱い作業員に対する安全教育について」により、刈払い機取扱い作業員を対象に安全衛生教育を行うもの。

2 受講対象

刈払い機取扱い作業従事者。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

科 目	時 間	時間割 (昼休み休憩時間)	講師
刈 払 い 機 に 関 す る 知 識	1	8 : 5 0 ~ 9 : 5 0	建 災 防 佐 賀 県 支 部 講 師
刈 払 い 機 を 使 用 す る 作 業 に 関 す る 知 識	1	9 : 5 5 ~ 1 0 : 5 5	
刈 払 い 機 の 点 検 及 び 整 備 に 関 す る 知 識	0. 5	1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	
振 動 障 害 及 び そ の 予 防 に 関 す る 知 識	2	1 1 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0 (1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 4 5)	
関 係 法 令	0. 5	1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 5 5	
実 技	1	1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	

4 受講料（テキスト代3,080円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
1 0, 5 5 0 円	1 1, 5 5 0 円

注① 会員はテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料になります。

注② 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具

7 実施日・会場

実施日 第1回【受付期間 4月9日～4月22日】 ・ 4月28日

第2回【受付期間 5月11日～5月27日】 ・ 6月5日

第3回【受付期間 7月8日～7月23日】 ・ 8月5日

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563